

確認事項

内閣官房副長官補付内閣参事官
デジタル庁統括官付参事官
デジタル庁統括官付戦略調整官
外務省領事局旅券課長
外務省領事局帰国邦人新型コロナウイルス・ワクチン接種支援室長
厚生労働省医政局研究開発振興課長
厚生労働省健康局健康課予防接種室長
防衛省地方協力局労務管理課安全衛生室長
令和 3 年 1 1 月 9 日

内閣官房、デジタル庁、外務省及び厚生労働省は、接種証明書の電子化を実現するために、下記のとおり協力して取り組むことを確認する。

記

1 用語の定義

本文書における用語の定義は以下のとおりとする。

・接種証明書

予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）附則第 18 条の 2 に規定する予防接種証明書及び予防接種法に基づかない新型コロナウイルスワクチン接種のうち、公的に管理されている接種（外務省が管理する海外在留邦人向け接種事業での接種、防衛省が管理する在日米軍従業員への接種及び厚生労働省が管理する臨床試験参加者への接種）の証明書をいう。

・VRS

デジタル庁が構築・運用するワクチン接種記録システムをいう。

・CSCA 認証局

外務省が構築・運用する IC 旅券用認証局をいう。

・BS サーバ

VRS の一部としてデジタル庁が構築・運用する二次元コード署名サーバをいう。

・BS 公開鍵証明書

BS サーバが実施する電子署名の公開鍵に対して、CSCA 認証局の秘密鍵で電子署名を行うことにより、CSCA 認証局が当該公開鍵を認証していることを担保するための電子証明書をいう。

2 CSCA 認証局

外務省は、デジタル庁による証明書発行要求に基づき BS 公開鍵証明書を発行することとし、これに必要な CSCA 認証局の改修を行う。

3 VRS 及び BS サーバ

デジタル庁は、接種証明書の記載事項の真正性を担保するための電子署名を付加した二次元コードを生成することとし、これに必要な VRS 及び BS サーバの改修又は構築を行う。

4 CSCA 認証局と BS サーバ等との連携

- (1) デジタル庁は、BS 公開鍵証明書の発行を依頼するための証明書発行要求を作成し、外務省に提供する。
- (2) 外務省は、(1)に基づき、CSCA 認証局において BS 公開鍵証明書を発行し、デジタル庁に提供する。
- (3) デジタル庁は、(2)を用いて、BS サーバにおいて、接種証明書の記載事項の真正性を担保するための電子署名を付加した二次元コードを発行する。
- (4) デジタル庁は、市区町村その他の接種証明書発行機関が(3)を用いて VRS 等により接種証明書を発行できるようにする。

5 BS 公開鍵証明書等の関係者への提供

外務省は、デジタル庁からの依頼に基づき、BS 公開鍵証明書の ICAO への提供その他の BS サーバによる電子署名が有効であることを他国が検証する上で必要な協力を行う。

6 細則

データの受渡方法、頻度その他の具体的な運用方法については、内閣官房、デジタル庁、外務省及び厚生労働省で協議の上、別に定める。また、運用に際し問題が生じた場合には、内閣官房、デジタル庁、外務省及び厚生労働省で協議の上、解決するものとする。

以上